

2021年1月12日  
関西電力株式会社

### 燃料体に係る使用前確認申請の範囲について

炉規制法に基づき、設計及び工事の計画（以下、「設工認」という。）の認可後に申請が必要となる燃料体に係る使用前確認申請等について、以下のとおり整理いたします。

#### 1. 旧法との整合性

- ・2020年4月以前の炉規制法においては、国産の燃料体の場合、燃料メーカーが「燃料体設計認可」申請を行い、それに基づき国が国内燃料工場において燃料体を検査していた。
- ・一方、海外燃料工場で加工する輸入燃料体の場合は、電気事業者が「輸入燃料体検査申請」を行い、申請内容に従って電気事業者が海外工場で検査を実施した上で、国が発電所において燃料体の外観検査および海外工場で実施した記録に対する確認検査を行っていた。
- ・すなわち、基本的に、燃料体検査は工場で行われるものであるが、輸入燃料体の場合は、日本の規制当局が、国外において、海外燃料メーカーを、直接、規制の対象とできないことから、規制の及ぶ範囲にある電気事業者の検査記録を確認し、これに加えて受け入れ先である発電所で外観検査を行っていたとの整理が妥当と思われる。
- ・この整理は、法改正前後で変わるものではなく、認可を受けた設工認における「工事の方法」において「燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。」としているとおり、工場において工事が完了する。
- ・したがって、使用前確認申請での確認対象となる事業者が実施する使用前事業者検査は、工場での検査までとすることで、法改正前後で整合している。

#### 2. 発電所における燃料体受入検査について

- ・発電所における燃料体の受入検査については、従来より電気事業者のQMS活動（調達管理）の一環としてなされており、国産／輸入燃料体について差異はない。（今後も受入検査は継続実施する予定）
- ・なお、輸入燃料体については、事業者が自主で実施している受入検査後に、この受入検査とは別個に、国の検査（輸入燃料体検査）を実施してきたものである。
- ・他方、現行法では、使用前事業者検査として事業者のQMS活動についての検査（QA検査）も実施することになるが、認可を受けた設工認では、あくまで工事完了までの期間の活動を対象としており、1. で示したとおり、燃料工場において工事が完了することから、工事完了後に発電所で実施する受入検査については使用前事業者検査の範囲に含めることはできない。

### 3. 輸送中の安全確保について

- ・輸送においては、炉規制法に基づく「車両運搬確認申請」または船舶安全法に基づく「放射性輸送物安全確認申請」において輸送における安全確保が担保されることになっており、輸送安全について使用前確認申請の範囲とした場合、二重規制となるものと考えられる。

### 4. まとめ

- ・以上より、燃料体に係る使用前確認申請の範囲は、(国内外問わず) 燃料工場での工事・検査 (およびそれに係るQA検査) のみとするのが適切であると考える。

(発電所での燃料体の受入検査については、使用前確認申請範囲対象外ではあるものの、事業者のQMS活動(調達管理)の一環として行われる行為を対象とした原子力規制検査の中で確認が行われることになる場合があることは承知している)

以 上